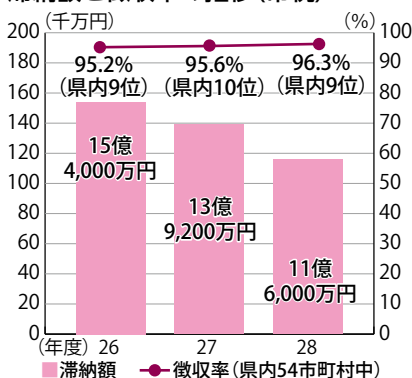




搜索のイメージ

滞納額と徴収率の推移(市税)



市民の皆さんが納付している市税などは、福祉や保健など、さまざまな市民サービスを提供する上で欠かせない財源です。滞納は財源の不足を招き、市民生活に支障をきたします。また、納期限までに納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。そこで市では、滞納額の削減と徴収率の向上に取り組んできました。口座振替やインターネットを

市では、市民サービスのための財源を確保し、納期限までに納付している市民との公平性を保つために、市税などの滞納者に対し、財産の差し押さえを行っています。今号では滞納解消に向けた主な取り組みを紹介します。

市税などの滞納に対する取り組み

財源を確保し公平性を保持

利用したクレジットカードでの納付など、納付手段を増やし、利便性の向上に努めています。

市税(市民税・固定資産税など)の過去3年度分の徴収率と滞納額の推移は左上図の通りです。

滞納者には差し押さえも

市税などが滞納となり、督促状の送付や催告で納付を促しても納付されない場合や完納が見込めない場合は、財産を調査し、給与、預貯金、自動車、不動産などを差し押さえます。職員が自宅や事務所を搜索し、現金や自動車、宝飾品などを差し押さえる場合もあります。

差し押さえられた財産は公売により換価され、市税に充当されます。過去3年度分の差し押さえ件数は

差し押さえ件数

項目	年度	26	27	28
預貯金		599	753	956
給与		143	212	263
国税還付金		4	13	23
不動産		58	50	43
そのほか		185	238	274
合計		989	1,266	1,559

*納税課債権回収対策室が差し押さえた件数も含む

は右表の通りです。

納付が困難な場合は

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な場合は、生活状況などを聞き取り、税金の徴収や差し押さえ財産の換価(取り立てや公売など)を猶予する制度を設けています。

納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課(市役所2階)に相談してください。

※くわしくは回線(☎20・151)へ。